

# インドで事業を営む上で留意すべきその他の法制度、法規制(1)

## — インド競争法の規制とインド倒産法制 —

琴 浦 諒\*

### 1. インド競争法の規制

#### (1) 概要

インドにおける公正な競争を規律する基本法は、2002年競争法(Competition Act, 2002)(以下「2002年競争法」という)である。

インドにおいて、2002年競争法の執行を担う機関は、インド競争委員会(Competition Commission of India)である。

インド競争委員会は、日本の独占禁止法における公正取引委員会に相当する役割を有しており、反競争的行為に対する調査・命令を行う権限等を有する他、これらの実効性を担保するために制裁を課す権限も与えられている。さらに、インド競争委員会における手続に関する規則や同法の運用に関する細則を制定する権限を有する。

2002年競争法は、欧州競争法をモデルとして制定されたものであり、その規制内容は、欧州競争法と同様、①反競争的協定(anti-competitive agreements)の禁止、②支配的地位の濫用(abuse of dominant position)の禁止、③企業結合(combinations)の規制、の3つから成る。

上記のうち、③の企業結合規制については、既に本シリーズの第13回「インドにおけるM&A関連規制(3)」にて解説したため、今回の解説では、①と②を中心に取り上げる。

#### (2) 反競争的協定の禁止

##### ア 概要

2002年競争法上、事業者(enterprise)等が、インド国内における競争に「著しい悪影響(appreciable adverse effect)」を及ぼすか、またはそのおそれがある協定を、物品の生産、供給、流通、保管、取得もしくは管理、またはサービスの提供に関して締結することは禁止されており、これに違反する協定は無効とされる(同法3条)。

2002年競争法は、反競争的協定を、水平的協定(horizontal agreements)と垂直的協定(vertical agreements)の二つに区分しており、3条3項において水平的協定について、また同条4項において垂直的協定について規定している。

水平的協定は、一般に、同種の事業内容を営む競合業者間での協定(例えば、同業者間における協定)をいい、競合事業者間における価格、市場配分または競争的相互作用のその他の側面に関する協定等を含む。

一方、垂直的協定は、一般に、製造や流通における上流・下流間の協定(例えば、製造業者と販売業者間の協定)をいい、抱き合わせ契約、独占供給契約、独占流通契約、取引拒絶、再販売価格維持等を含む。

2002年競争法上、水平的協定の方が垂直的協定に比べ、違法である可能性が高いとみなされている。そのため、前者については、競争に「著しい悪影響」を及ぼすことが推定され、したがって違法であることが推定されるのに対して、後者についてはそのような推定規定は置かれていない。

#### \* ことうら りょう

弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

#### イ 水平的協定

2002年競争法3条3項は、以下のような水平的協定

は、競争に「著しい悪影響」を及ぼすことが推定され、したがって違法な反競争的協定に該当するとしている。

- ①直接または間接的に購買価格または販売価格を決定する協定
- ②生産、供給、市場、技術開発、投資またはサービスの提供を制限または統制する協定
- ③市場の地域別エリア、物品もしくはサービスの種類または顧客の分割等の方法により、市場または生産元もしくはサービスの提供元を分割する協定
- ④直接的または間接的に不正入札または入札談合をもたらす協定

なお、競争に「著しい悪影響」を及ぼすことの推定は、反証が可能である。したがって、上記のような水平的協定が存在したとしても、協定の当事者が競争に「著しい悪影響」が生じていないことを立証した場合には、2002年競争法への違反責任を負うことはない。

また、水平的協定の推定規定についての重要な例外として、ジョイント・ベンチャーに関して締結されたものであり、生産、供給、流通、保管、取得、管理またはサービスの提供の効率性を向上させるものである場合には、この推定規定は適用されない。

ただし、どのような場合に、「生産、供給、流通、

保管、取得、管理またはサービスの提供の効率性を向上させるもの」といえるかについては、2002年競争法上明確な基準が存在せず、ガイドライン等による数値基準化もなされていない。そのため、ジョイント・ベンチャーにおいて、地域や顧客の分割等の水平的協定を締結した場合において、上記例外が適用されるかどうかについては、具体的な事情に基づく個別の判断が必要となる。

#### ウ 垂直的協定

2002年競争法3条4項は、以下のような垂直的協定は、インド国内における競争に「著しい悪影響」を及ぼすか、またはそのおそれがある場合には、禁止されるとしている。

- ①抱き合わせ（特定の物品の購入の条件としてその他の物品をあわせて購入することを購入者に要求する契約等）
- ②排他的供給契約（購入者が売主等以外の者から物品を取得する行為等を制限する契約等）
- ③排他的流通契約（物品の生産または供給を制限する、または物品の処分または販売のエリアまたは市場を割り当てる契約等）
- ④取引拒絶（物品の販売先または購入元を、制限するまたは制限するおそれのある契約等）

#### 反競争的協定

	水平的協定	垂直的協定
協定の内容	同種の事業内容を営む競合業者間での協定（例えば、同業者間における協定）	製造や流通における上流・下流間の協定（例えば、製造業者と販売業者間の協定）
法律に列挙される協定の具体例	①直接または間接的に購買価格または販売価格を決定する協定 ②生産、供給、市場、技術開発、投資またはサービスの提供を制限または統制する協定 ③市場の地域別エリア、物品もしくはサービスの種類または顧客の分割等の方法により、市場または生産元もしくはサービスの提供元を分割する協定 ④直接的または間接的に不正入札または入札談合をもたらす協定	①抱き合わせ ②排他的供給契約 ③排他的流通契約 ④取引拒絶 ⑤再販売価格維持
「著しい悪影響」を及ぼすことの推定	あり（協定当事者が反証義務を負う） ただし、ジョイント・ベンチャーの場合の推定の例外あり	なし（規制当局が立証義務を負う）

⑤再販売価格維持（買主による再販売価格は売主によって定められた価格でなければならないとの条件を付して物品を販売する契約等（このような価格を下回る価格による販売を許容する旨が明確に規定されている場合を除く）

垂直的協定については、水平的協定の場合と異なり、競争に対する「著しい悪影響」の存在の推定規定は存在しない。したがって、上記のような協定の結果、競争に対する「著しい悪影響」が生じていることの立証責任は、規制機関であるインド競争委員会の側が負う。

## エ 例外

2002年競争法は、知的財産権の侵害を抑制する、またはその保護のために必要な合理的な条件を課す協定は、反競争的協定の禁止に関する規定による制限を受けないことを規定している（同法3条5項（i））。

この例外規定により、たとえば日本企業がインド企業（自身の合弁会社または子会社を含む）に対し、技術ライセンスを行う契約を締結した場合に、販売地域を限定したり、販売する相手を限定したりすることは、それが知的財産権の保護の観点から合理的に必要と認められる場合には、違法な反競争的協定とはみなされない可能性がある。

また、2002年競争法は、製品をインドから輸出することの制限は、反競争的協定の禁止に関する規定による制限を受けないとしている（同法3条5項（ii））。輸出が反競争的協定の禁止の対象から除外されているのは、それが国内の市場には影響を与えないからである。

この例外規定により、上記と同様の例において、日本企業がインド企業に対し、輸出を禁止したり、輸出数量を限定したりすることは、それが支配的地位の濫用とみられるような指示、命令でない限り、原則として認められると考えられる。

## オ リニエンシー制度

2002年競争法46条は、カルテルの当事者がインド競争委員会の事務局長による調査報告の前に違反事実を開示した場合、インド競争委員会は、当該当事者に

ついて制裁を緩和する旨を定めている。

関連する施行規則によれば、インド競争委員会は、課徴金について、最初の申告者については課徴金の全額を、二番目の申告者については50パーセントまで、三番目の申告者については30パーセントまで、課徴金を減額することができる旨が定められている。

このように制裁の減免により違反行為の申告を促す制度は、一般にリニエンシー制度と呼ばれ、欧米においては同様の制度が比較的古くから存在し、活用例も多い。日本においても2006年1月施行の改正独占禁止法により導入されており、利用例も相当数に上っている。

もともと、インドでは、リニエンシー制度が施行された2009年以降、2014年2月末現在に至るまで、リニエンシー制度が利用された例はほとんど無い。

これは、2002年競争法および関連施行規則上、インド競争委員会は同規則に規定された一定の要件を満たす場合に課徴金を減免することが「できる」とされているのみであり、これらの要件を満たしたとしても減免されるか否かはインド競争委員会の裁量に委ねられていることによるものと思われる。すなわち、インドのリニエンシー制度においては、課徴金の減免が得られるのか、得られるとしてどの程度の額が減免されるのかが不透明であり、そのことがカルテルの当事者が申告を行うインセンティブとしての機能を損なっているものと思われる。

しかしながら、2012年のセメントカルテル事件<sup>(1)</sup>において高額な課徴金が課されたことなどを踏まえ、インドにおいても少しずつリニエンシー制度の利用は広まってきているようであり、2013年末までにおいて、3件程度のリニエンシー制度利用の申請がなされているとのことである。

## (3) 支配的地位の濫用の禁止

### ア 概要

2002年競争法は、事業者または事業者グループは、支配的地位を濫用してはならない旨を規定している（同法4条1項）。

同法上、企業が支配的地位を合法的に獲得すること自体は特に問題とされており、したがって、支配的地位は、その獲得または維持自体が違法とされるものではなく、これが濫用される場合に初めて違法の問題が生じる。

## イ 「支配的地位」とその濫用

「支配的地位 (dominant position)」とは、「事業者がインド国内の関連市場において享受する強い地位であって、その事業者が、①当該市場に及んでいる競争力から独立して活動すること、または②自己にとって有利に競合事業者もしくは消費者または当該市場に対して影響を及ぼすことを可能にする地位」をいう (2002年競争法4条Explanation (a))。

ある事業者が支配的地位を有するか否かは、当該事業者の市場シェア、規模、消費者の依存度、参入障壁、対抗的な購買力等の様々な要素を考慮して判断される (同法19条4項)。

支配的地位にある事業者は、その活動により競争に著しい悪影響が存する場合に支配的地位を濫用しているとみなされる。2002年競争法は、以下の事業者または事業者グループの活動は、支配的地位の濫用に該当すると規定している (同法4条2項)。

- ① (i) 直接または間接的に、物品またはサービスの売買において、不公平または差別的な条件を設定すること、(ii) 直接または間接的に、物品またはサービスの売買において不公平または差別的な価格を設定すること (略奪的価格設定 (predatory pricing tactics) を含む)
- ② (i) 物品の生産もしくはサービスの提供の制限またはそれらの市場の制限をすること、(ii) 物品またはサービスに関連する技術的・科学的発展を制限し、消費者の利益を損なうこと
- ③ 競合事業者の市場参入の拒否を招く行為を行うこと
- ④ 性質上または商業上の用例に従えば契約の主題と関連性のない付随義務を契約の相手方が負うことを契約締結の条件とすること
- ⑤ ある関連市場において占める支配的地位を、別の関連市場に参入する、または別の関連市場を守る目的で利用すること

インド競争委員会が、支配的地位の濫用の禁止への違反があったとして制裁を科した事案のうち、著名なものとしては、2011年のDLF Limitedへの制裁事案が挙げられる<sup>(2)</sup>。同事案では、不公正な取引条件の廃止等の措置命令のほか、約63億ルピーという高額

の課徴金が課せられており、インド競争委員会による、支配的地位の濫用の禁止への違反事案に対する厳格な処分姿勢が示されているといえる。

近時は、インド競争委員会は、むしろカルテル違反の摘発について積極的な態度を示しているが、支配的地位の濫用においても高額な課徴金が課された事例があることに鑑み、支配的地位の濫用事例についても十分な注意を払う必要があると思われる。

## 2. インド倒産法制

### (1) 概要

2014年2月末現在、インドには、適用場面を特定した破産法や、会社の更正・再生を前提とした法令は存在するが、日本の破産法のような、個人および企業の破産や免責について包括的に規定した法令は存在しない (現在、一般破産法の制定が検討されているものの、具体的な法令制定の目処は立っていない状況である)。

インドで事業を営む日系企業の多くは製造業者であるが、インドの日系製造業者が最も留意すべきインドの倒産法は、Sick Industrial Companies Act, 1985 (以下「SICA」という) であるため、本稿では、インドの代表的な倒産法令であるSICAについて、その概要を解説する。

SICAの大きな特徴は、以下の2点である。

- ① 「産業会社 (industrial company)」 (工場で製造業を営む会社) のみを適用対象とする。
- ② 産業会社が一定の要件をみたす場合、会社再建のための届出が義務付けられる。

特に②が特徴的であり、日本の破産法や会社更生法、民事再生法上は、破産等の申立てを行うかどうかを基本的に会社 (または債権者) の任意に委ねているが、インドのSICAは、一定の要件を満たす産業会社に対して、会社再建のための届出を義務付けている。

なお、SICAについては、2002年および2003年の法改正により法令自体が廃止され、当時のインド会社法である1956年会社法 (Companies Act, 1956) に吸収されることが予定されていたが、当該法改正は、2014年2月末現在でも施行されていない。また、インドの新会社法として、近時2013年会社法 (Companies Act, 2013) が成立し、同法の第19章においても会社

更生に関する規定が設けられている（同章が施行された場合、SICAと置換されることになる見込みである）が、2014年2月末現在、同法第19章は施行されていない。

したがってSICAは2014年2月末現在でも有効である。

## (2) SICAの概要

SICAは、産業会社（工場で製造業を営む会社）の財務状況が悪化し、Sick Industrial Companyの要件に該当するに至った場合に、産業金融再生委員会（Board of Industry & Financial Reconstruction (BIFR)）に届出を行い、会社の再建を目指すことを義務付ける法律であり、日本の会社更生法/民事再生法に相当する。

もともと、日本の会社更生法や民事再生法との大きな相違として、Sick Industrial Companyの要件に該当すると、産業金融再生委員会（BIFR）への届出が義務付けられるという点が挙げられる。

日本の破産法や会社更生法、民事再生法は、いずれも申し立てを行うかどうかを会社（あるいは債権者）に委ねており、申し立てそのものが義務づけられたり強制されたりすることはない。しかしながら、SICAは、会社がSick Industrial Companyの要件に該当するに至った場合、当該会社に産業金融再生委員会（BIFR）に届出を行うことを義務付けており、この点が日本の破産法や会社更生法、民事再生法と大きく異なっている。

## (3) Sick Industrial Companyの定義

SICA上、「Sick Industrial Company」は、「設立から5年以上経過している産業会社であって、会計年度末において純資産額を超える累積損失があるもの(an industrial company (being a company registered for not less than five years) which has at the end of any financial year accumulated losses equal to or exceeding its entire net worth)」と定義されている(SICA第3条 (o))<sup>(3)</sup>。

ここで、「産業会社 (industrial company)」は、「1つ以上の産業活動を行う会社 (a company which owns one or more industrial undertakings)」と定義されており(SICA第3条 (e))、また「産業活動 (in-

dustrial undertakings)」は、「1つ以上の工場においてSICAの別紙記載の産業のいずれかを営む活動 (any undertaking pertaining to a scheduled industry carried on in one or more factories by any company)」(ただし、小規模産業等、一定の事業は除く)と定義されている。「別紙記載の産業」には、ほとんど全ての産業が含まれるため、「産業会社」は「工場で製造業を営む会社」とほぼ同義であると理解して差し支えない。

上記Sick Industrial Companyの定義から、SICAは、産業会社すなわち工場で製造業を営む会社以外の会社（販売会社等）には適用されない。したがって、日系企業であっても、インド現地で購入のみを行っている会社には、SICAは適用されない。

また、会計年度末において純資産額を超える累積損失があったとしても、設立から5年が経過していなければ、Sick Industrial Companyには該当しない。言い換えれば、産業会社であっても、設立から5年間経過するまでは、SICAが適用されることはない。

## (4) Sick状態の届出義務

SICA15条は、産業会社が、ある会計年度末の時点でSick Industrial Companyに該当する場合（以下「Sick状態」という）、当該会計年度の決算書類を承認する定時株主総会の日から60日以内に、産業金融再生委員会（BIFR）に対して、再建計画等を記載した届出を行わなければならない旨規定している。

この届出義務は、当該会計年度末から届出提出期限（当該会計年度の決算書類を承認する定時株主総会の日から60日後）までにSick状態が解消したとしても消滅しない。

上記SICA15条に基づく産業金融再生委員会（BIFR）への届出が行われた場合（かつ、届出の段階でSick状態が解消していない場合）、会社は、産業金融再生委員会（BIFR）から、増資、ローン、保証、債務免除等によるSick状態の解消についての措置命令を受ける可能性があり、また産業金融再生委員会（BIFR）によりSick状態の解消が困難と判断された場合には、会社の清算が命令される可能性もある(SICA16～22A条)。

ただし、会計年度末の時点でSick状態であったが、

届出の段階でSick状態が解消されている場合、(もはやSick状態解消に向けた措置を取る必要が無いことから)通常、産業金融再生委員会(BIFR)から上記のような措置命令が出されることはないと考えられる。

#### (5) 潜在的Sick状態の届出義務

SICA23条は、上記SICA15条の義務とは別個の義務として、産業会社のある会計年度末における累積損失額が、直近4会計年度中のピークの年度における純資産の50%以上となる場合(以下「累積損失超過状態」という)、潜在的Sick状態にあるものとして、当該会計年度の決算書類を承認する定時株主総会の日から60日以内に産業金融再生委員会(BIFR)に対して、届出を行わなければならない旨規定している。

累積損失超過状態にあるかどうかを判断する基準として、直近4会計年度が参照されるため、設立から5年が経過していなければ、SICA23条が適用されることはない。

この届出義務は、当該会計年度末から届出提出期限(当該会計年度の決算書類を承認する定時株主総会の日から60日後)までに、累積損失超過状態が解消したとしても消滅しない。

上記SICA23条に基づく産業金融再生委員会(BIFR)への届出が行われた場合(かつ、届出の段階で累積損失超過状態が解消していない場合)、会社は、産業金融再生委員会(BIFR)から、累積損失超過状態を解消するための具体的な対応につき、定期的な報告を求められる可能性がある(SICA23B条)。

これは、Sick Industrial Companyに該当した場合の措置命令ほど強い干渉ではないものの、累積損失超過状態が解消するまで定期的な産業金融再生委員会(BIFR)への報告義務を課されるため、会社の事務負担が増えてしまうという問題がある。

なお、会計年度末の時点で累積損失超過状態であったが、届出の段階で累積損失超過状態が解消されている場合、(潜在的Sick状態にある会社として監視、監督する必要が無いことから)通常は産業金融再生委員会(BIFR)から定期的な報告が求められることはないと考えられる。

#### (6) 届出義務に違反した場合の罰則

上記Sick状態または潜在的Sick状態の届出を、産業会社が怠った場合の罰則は、当該会社および会社の取締役に対する3年以下の懲役および/または罰金と規定されている(SICA33条)。

筆者の知る限り、日系企業で実際にこの罰則の適用を受けた事例は存在しないが、法令に罰則規定がある以上、故意の場合はもちろん、過失により届出が行われていない場合にも、会社および現地の取締役が罰則を課される可能性はある。

日系企業がSick状態または潜在的Sick状態に陥ったこと(したがって産業金融再生委員会(BIFR)への届出義務が課されること)を覚知するきっかけの多くは、現地会計事務所による会計監査の際の指摘によるものと思われるが、そのような指摘を受けた場合、罰則の回避という観点からも、すみやかに届出を行うべきである。

その際、産業金融再生委員会(BIFR)による審問や措置命令等の干渉を避けるため、可能であれば、債務や損失の圧縮、増資等により、届出までにSick状態または潜在的Sick状態を解消しておくことが望ましいといえる。既に述べたとおり、会計年度末の時点でSick状態または潜在的Sick状態であったが、届出の段階で累積損失超過状態が解消されている場合には、産業金融再生委員会(BIFR)として、再建に向けた特段の対応を行う必要がなくなると考えられるためである。

#### (7) まとめ

既に述べたとおり、SICAは、産業会社(工場で製造業を営む会社)のみを適用対象としており、また会社設立から5年経過していなければ適用されないため、インドの全ての日系企業が適用対象になるわけではない。

しかしながら、SICAがいったん適用された場合、Sick状態または潜在的Sick状態に該当する場合には、産業金融再生委員会(BIFR)への届出義務が課され、かつSick状態で再建の見込みがないと判断された場合には、産業金融再生委員会(BIFR)により会社の清算が命令される可能性もあるなど、現地での事業活動に大きな影響を及ぼすことになる。

## SICAの概要

適用対象	産業会社(工場で製造業を営む会社)
Sick Industrial Companyの定義	設立から5年以上経過している産業会社であって、会計年度末において純資産額を超える累積損失があるもの
監督当局	産業金融再生委員会(Board of Industry & Financial Reconstruction (BIFR))
届出義務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Sick状態の届出義務 産業会社が、ある会計年度末の時点でSick Industrial Companyに該当する場合、当該会計年度の決算書類を承認する定時株主総会の日から60日以内に、産業金融再生委員会(BIFR)に対して、再建計画等を記載した届出を行わなければならない。</li> <li>・ 潜在的Sick状態の届出義務 産業会社のある会計年度末における累積損失額が、直近4会計年度中のピークの年度における純資産の50%以上となる場合、潜在的Sick状態にあるものとして、当該会計年度の決算書類を承認する定時株主総会の日から60日以内に産業金融再生委員会(BIFR)に対して、届出を行わなければならない</li> </ul>
届出義務違反の罰則	産業会社および当該産業会社の取締役に対する3年以下の懲役および／または罰金

そのため、インドで製造業を営んでいる日系企業においては、会社がSick状態または潜在的Sick状態の要件を満たすことの無いよう常に留意するとともに、Sick状態または潜在的Sick状態に該当しそうな場合には、債務および損失を圧縮し、また場合によっては増資を行うなど、必要な対応をとる必要がある。

日系企業の中には、SICAの存在または内容を知らず、届出義務自体を認識していない会社も少なくないため、特にインドで製造業を営む日系企業については、会社がSick状態または潜在的Sick状態の要件を満たしていないか、常に意識して確認しておく必要があると思われる。

### [注]

- (1) インド競争委員会は、2012年6月20日付けの命令において、セメント製造業者の業界団体(Cement Manufacturers' Association)および複数のセメント製造業者に対し、2002年競争法3条(反競争的協定の禁止)に違反するカルテル等の行為があったとして、排除措置命令のほか総額約630億ルピーという高額の課徴金を課した。
- (2) インド競争委員会は、2011年8月12日付け命令において、インド最大の不動産デベロッパーであるDLF Limitedおよびそのグループ企業がその顧客に課した取引条件が不公正なものであり、支配的地位の濫用の禁止に違反するものであるとして、DLFおよびおおよびそのグループ企業に対して、不公正な取引条件の廃止等の措置を行うことのほか、直前3会計年度の平均売上高の7パー

セントに相当する課徴金約63億ルピーの支払いを命じた。

- (3) SICAとインドの会社法である1956年会社法(Companies Act, 1956)を一体化することを企図したインド会社法の2002年改正により、1956年会社法にも「Sick Industrial Company」の定義が設けられた(1956年会社法2条46AA項)。インド会社法上、「Sick Industrial Company」は、①会計年度末の累積損失が、直近4年間の平均純資産の50%以上の会社、または②債権者への支払いが連続3四半期滞っている会社、のいずれかに該当する会社と定義されており、SICAにおける定義とやや異なる定義がなされている。しかしながら、このインド会社法の2002年改正は、2014年2月現在まだ施行されていない。したがって、2014年2月現在においても、「Sick Industrial Company」に該当するかどうかは1956年会社法上の定義ではなく、SICA上の定義に基づいて判断される。